

# 高齢者の権利を守る「成年後見制度」



## 成年後見制度とは？

認知症や障がいなどによって、ひとりで物事を決めることに心配がある人は、財産管理（不動産や預貯金の管理など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このような、不安のある方を法的に保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

## 〔成年後見制度の活用例〕

### 制度を使う前

悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。

最近、物忘れも増えてきたので、今後騙されないか心配だ。



将来、自分が認知症になったときには誰が支えてくれるのか不安だ。

### 制度を使うと

たとえ間違えて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれる。



子が任意後見人になってくれた。息子が法的な立場においても私をサポートしてくれることになったので心強い。

## 制度の種類

今必要な方にも、これからの方にも、それぞれにあった制度があります。

### 任意後見制度（まだ元気だけど将来が不安）

将来、ひとりで決めることが心配になったときのために、あらかじめ、本人が後見人（任意後見人）を選び、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

### 法定後見制度（すでに判断力が不十分な場合）

家庭裁判所によって、成年後見人などが選ばれる制度です。

本人の判断能力に応じて、3つの類型（補助、補佐、後見）が用意されています。

## 地域の相談窓口

### ～ 高齢者の方 ～

西部地区地域包括支援センター	☎022-367-0414
南部・東部地区地域包括支援センター	☎022-290-7185
北部1地区地域包括支援センター	☎022-361-3822
北部2地区地域包括支援センター	☎022-362-1191
浦戸地区地域包括支援センター	☎022-361-2931
高齢福祉課地域支援係	☎022-364-1204

### ～ 障がいをお持ちの方 ～

生活福祉課障がい者支援係	☎022-364-1131
--------------	---------------

## 詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省成年後見制度利用促進室では、成年後見制度について分かりやすくまとめられているポータルサイトを開設しています。



厚生労働省  
「成年後見  
はわかり」

## 市ホームページもご覧ください

高齢者の権利を守るための取り組みを紹介しています。



問 高齢福祉課地域支援係 ☎022-364-1204